

# 住宅改修費支給申請の流れ



## 1. 支給要件の確認

支給の対象者は以下の2点を満たしている方です。

- ① 要介護または要支援の認定を受けていること
- ② 入院・施設入所をしておらず在宅であること。

要介護(要支援)認定を受けていない方は、先に「**要介護・要支援認定**」を受けてください。

## 2. 相談

ケアマネージャー等に住宅改修を希望する旨を相談します。工事内容を決め、複数(最低2か所)の施工業者から見積もりを取り比較します。

受領委任払い方式※2を利用する場合は、「受領委任払事業者名簿」から購入する事業所を決定してください。

## 3. 事前申請

工事前に必要な書類を揃え、市へ提出します。提出は申請者本人及び家族のほか、ケアマネージャー、住宅改修施工業者でも構いません。

### 申請に必要な書類

- ・住宅改修費支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書(ケアマネージャー等が作成)
- ・2施工業者分の工事見積書(内訳がわかるもの)
- ・改修前の写真及び平面図(改修箇所がわかるもの)
- ・住宅改修に係る承諾書(借家等の場合)

## 4. 工事着工

## 5. 支払い

工事完了後、費用の支払いをします。

償還払い方式 → 購入費用の全額

受領委任払い方式 → 購入費用の1~3割

※償還払い、受領委任払いの説明はHPをご覧ください。

## 6. 事後申請

工事完了後に必要な書類を揃え、市へ提出します。

提出は申請者本人及び家族のほか、ケアマネージャー、住宅改修施工業者でも構いません。

### 申請に必要な書類

- ・事前申請で提出した書類一式
- ・住宅改修の工事内訳書
- ・工事完成後の写真(回収箇所がわかるもの)
- ・領収書の原本(宛名が被保険者氏名のもの)

## 7. 支給

支給時期は通常、事後申請があった月の翌月末日までに支払いとなります。

### お問い合わせ

北斗市民生部保健福祉課高齢者・介護保険係

北斗市中央1丁目3番10号◎番窓口 TEL0138-73-3111(内線158-159)